

第2号議題 民法の成年年齢改正にともなう
規則改正の件

※本議題は定款第68条第1項の規定により社員総会の普通決議事項に該当

民法の成年年齢改正にともなう規則改正の件

令和4年4月に民法第4条が改正され、成年年齢が20歳から18歳になりました。当連盟の「定款」において、社員の資格について次の規定があります。

定 款

(社員の資格等)

第20条 正員のうち、未成年者は、社員になることができない。

2 (省 略)

また、当連盟の「規則」において、被選挙権について次の規定があります。

規 則

(被選挙権)

第22条 被選挙権は、次のとおりとする。

(1)～(2) (省 略)

2 次に掲げる者は、被選挙権はないものとする。

(1)～(2) (省 略)

(3) 満20歳に達しない者

(4) (省 略)

民法の成年年齢が改正となったことから、「規則」の被選挙権規定について、次の「改正案」の下線部のとおり「未成年者」と改正することを提案いたします。

改 正 案	現 行
(被選挙権) 第22条 被選挙権は、次のとおりとする。 (1) (省 略) (2) (省 略) 2 次に掲げる者は、被選挙権はないものとする。 (1) 正員以外の会員 (2) 日本の国籍を有しない者 (3) <u>未成年者</u> (4) 選挙の告示のあった月の会費を納入していない者 附 則 この規則の一部改正は、令和5年6月25日開催の一般社団法人日本アマチュア無線連盟第12回定時社員総会終了の時から施行する。(第12回定時社員総会決定) (改正内容) 令和5年6月25日 改正 第22条第2項第3号	(被選挙権) 第22条 被選挙権は、次のとおりとする。 (1) (省 略) (2) (省 略) 2 次に掲げる者は、被選挙権はないものとする。 (1) 正員以外の会員 (2) 日本の国籍を有しない者 (3) 満20歳に達しない者 (4) 選挙の告示のあった月の会費を納入していない者